



2023年5月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヴ ィ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 谷 智 浩
(コード番号：5071 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 矢 原 裕 一 郎
(TEL. 06-6457-6788)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「対象取締役」といいます。）を対象とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入議案を2023年6月23日開催予定の第25期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、業績連動型譲渡制限付株式報酬を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は2022年6月27日開催の第24期定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただいております。今般、本株主総会において、当該報酬枠の枠内で、対象取締役を対象として、本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の各事業年度開始日からその事業年度の末日までの期間（以下「評価期間」といいます。）中の業績の数値目標を取締役会にてあらかじめ設定し、対象取締役が評価期間中に開催される当社の定時株主総会の日から、その翌年に開催される定時株主総会の日までの間継続して当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあることを条件として、当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）又は当該株式に相当する額の金銭を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型株式報酬制度であります。

本制度は、業績の数値目標の達成度等に応じて当社株式又は金銭を交付又は支給するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は、確定しておりません。

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間6万株以内、本制度に基づく報酬の総額は、上記1(2)の報酬枠の枠内で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額60百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じ

て調整されるものといたします。

(1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、本制度において、対象取締役の役位及び業績の数値目標の達成度に応じて各対象取締役に交付する当社株式の数又は支給する金銭の額を決定いたします。業績の数値目標は、連結営業利益について取締役会で設定した数値目標といたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに、当社の普通株式の発行又は処分を行う方法 {なお、①の方法による当社が発行又は処分する普通株式は、金銭の払込み等は要しませんが、1株につき、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役の報酬額を算出します。}
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を行う方法 {なお、②の方法による場合の1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分の決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で取締役会が決定した額といたします。}

(2) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度による当社株式の交付に当たっては、当社と各対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- (i) 対象取締役は、当該割当契約により割当てを受けた当社株式について、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定めるいずれの地位も喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (ii) 当社は、対象取締役が法令、社内規則又は当該割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること
- (iii) 上記(i)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること

以 上